

平成24年度奄美群島の国有林の自然環境等に関する調査
及び奄美群島森林生態系保護地域設定委員会の支援に関する業務仕様書

1 業務の目的

奄美大島及び徳之島には亜熱帯性照葉樹林が広がり貴重な動植物が生息・生育しており、平成20年に学識経験者等からなる奄美群島森林生態系保護地域設定委員会を設置し、これら島しょに存在する国有林野を対象に森林生態系保護地域等の設定に向けた検討を進めている。

本業務では、奄美大島及び徳之島に所在する国有林野等の自然環境の価値に関して評価案を作成するなど、森林生態系保護地域等の設定に向けた検討に資することを目的とする。

2 業務の対象区域

奄美大島及び徳之島

3 業務の内容

(1) 森林現況の実態の把握

奄美大島・徳之島に所在する国有林について森林調査簿と現地の林況等を照合確認する。また、国有林に隣接する民有地の土地利用状況に関する調査を行い保護林設定の検討資料を作成する。

(2) 国有林野に隣接する市町村有林等の実態把握

国有林野に隣接する市町村有林等の取扱方針、森林の利用実態等を踏まえ、保護林設定に向けた国有林と民有林（市町村有林等）との連携について検討を行い取りまとめる。

(3) 奄美群島森林生態系保護地域設定委員会の資料作成及び運営

上記(1)～(2)の結果に基づき、奄美群島森林生態系保護地域設定委員会を、本年度2回開催し、それぞれ資料を作成するとともに、その運営に関する業務を行う。

4 業務の実施方法

(1) 事業実施計画等の作成

受託者は、本業務の実施に当たって九州森林管理局の本事業の監督員（以下「局監督員」という。）に事業実施計画書及び工程表を提出する。

事業実施計画書については、本事業に必要とされる専門性、技術、経験等を勘案した実施体制、人員配置、ヒアリングを行う学識経験者等を記載するものとする。

(2) 資料及び現地の調査

本業務の対象区域内に所在する国有林野について、森林調査簿と現地の林況等を照合確認し、国有林 GIS 等を利用して位置図等にとりまとめ保護林設定の検討資料を作成する。

(3) 国有林野に隣接する市町村有林等の実態把握

国有林野に隣接する市町村有林等の取扱方針、森林の利用実態等を踏まえ、保護林設定に向けた国有林と市町村有林等との連携について検討を行い取りまとめる。

(4) 設定委員会資料の作成

上記(2)～(4)を基に、局監督員と協議の上、設定委員会の資料を作成する。

(5) 設定委員会の運営

局監督員と協議の上、設定委員会開催に必要な関係者の日程調整、会場の借り上げ及び設営、設定委員会委員への旅費及び謝金の支払い、議事録作成等、設定委員会の運営に関する業務を行う。また、設定委員会において、必要に応じて資料の説明を行うとともに、委員から出された意見に関しては、その対処方針案を作成する。

(6) 貸与物品等

委託業務の実施に際しては、国有林に関する GIS データ、南西諸島生物多様性評価プロジェクトにおける GIS 情報等の成果、鹿児島県の森林調査簿データ（奄美大島森林計画区）、平成 18 年度奄美群島森林環境基礎調査報告書及び平成 20 年度奄美大島森林計画区における森林現況等調査報告書、平成 22 年度奄美群島における森林生態系の現況調査及び第 2 回奄美群島森林生態系保護地域設定委員会の

支援に関する業務について、平成 23 年度奄美群島における森林生態系の現況調査及び第 3 回奄美群島森林生態系保護地域設定委員会の支援に関する業務について、発注者より条件付で貸与する。

5 報告書のとりまとめ

報告書として、上記 3、4 に関する資料をとりまとめる。

6 事業期間

事業期間は、契約締結日から平成 25 年 3 月 15 日（金）までとする。

ただし、資料作成等で上記(4)については、それぞれ 1 週間前までに発注者に提示する。

7 成果物の提出

(1) 成果物として、報告書（冊子体）10 部（A 4 版）（このうち、希少種、固有種に関するデータを掲載していない報告書（ファイル綴じ）を 1 部。電子媒体も同じ。）及び報告書の電子媒体（CD-R 又は DVD-R）2 部作成し、平成 25 年 2 月 28 日（木）までに九州森林管理局長に提出する。また、文字ポイント等、統一的な事項に関しては担当職員の指示に従う。

(2) 業務の実施及び成果物の作成に当たっては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 23 年 2 月閣議決定）」（以下、「基本方針」という。）に適合した製品を使用すること。

なお、報告書等に使用する用紙については、九州で流通している間伐材を利用したパルプが配合しているとともに、間伐材の利用割合（クレジット）が 30%であること、また、「国民が支える森林づくり運動」推進協議会が定める間伐促進のための山元への還元等がなされていること。

(3) 電子媒体の記録方式は、画像及び GIS 情報を除き「word 型」、「excel 型」、「一太郎型」で作成する。GIS 情報に関しては、Arc GIS 上で操作可能なものとし、投影座標系は平面直角座標系を、測地系は世界測地系をそれぞれ使用する。

(4) 成果品の格納媒体の CD については、事業名称等を格納ケース及び CD にラベルより付記する。

(5) 成果品納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、無償で速や

かに必要な措置を講ずる。

8 著作権等の扱い

- (1) 成果品に関する著作権は、著作隣接権、商標権、意匠権又は所有権（以下「著作権等」という。）は、九州森林管理局が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作権等（以下「既存著作権等」という。）は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が該当既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 その他

- (1) 本調査の実施に当たって、関係法令等に基づく申請手続きが必要な場合には、受託者がその必要な手続きを行うこと。
- (2) 受託者は、本要領（契約時には仕様書、以下同じ。）に疑義が生じたとき又は本仕様書により難い事由が生じたときには、担当職員と速やかに協議し、その指示に従うこと。
なお、本仕様書により難い事由とは、天候不順、災害の発生により本仕様書で示した調査等の実施が不可能となる場合を含むものとする。
- (3) 受託者は九州森林管理局の許可を得ることなく本調査の実施により得られたデータ及び成果品等を公開又は他の業務に利用してはならない。